

せい かつ ほ ご 生活保護のしおり



この「しおり」は、生活保護制度のしくみや申請の手続きについて説明したものです。

わからないことや、相談のある方は、お気軽に

市役所1階①番窓口(社会福祉課)までお問い合わせください。

わっかないしふくしじむしよ
稚内市福祉事務所

せい かつ ふく し ぶ しやかいふくしか ほ ご
(生活福祉部 社会福祉課 保護グループ)

せい かつ ほ ご 生活保護とは？

きゅうよ ねんきん てあてなど しゅうにゆう くに さだ さいていせい かつ ひ したまわ じぶん したん
給与や年金、手当等の収入が国の定めた「最低生活費」を下回り、自分の資産や
た せいど かつよう せい かつ い じ せたい たい にほんこくけんぽうだい じょう
他の制度を活用しても生活の維持ができない世帯に対して、日本国憲法第25条の
りねん もと くに けんこう ぶんかてき さいていげんど せい かつ ほ しょう じりつ せい かつ
理念に基づき、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障しながら、自立した生活
をおく しえん もくてき
を送れるように支援することを目的としています。

また、せい かつ ほ ご しんせい こくみん けんり せい かつ ほ ご ひつよう かのうせい
生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなた
にもあるものですので、ためらわずにご相談 せうだん ください。



1. せい かつ ほ ご てつづ なが 生活保護の手続きの流れ

1	そう だん 相 談	1
2	しん せい 申 請	1
3	ちよう さ 調 査	2
4	けっ てい 決 定	3

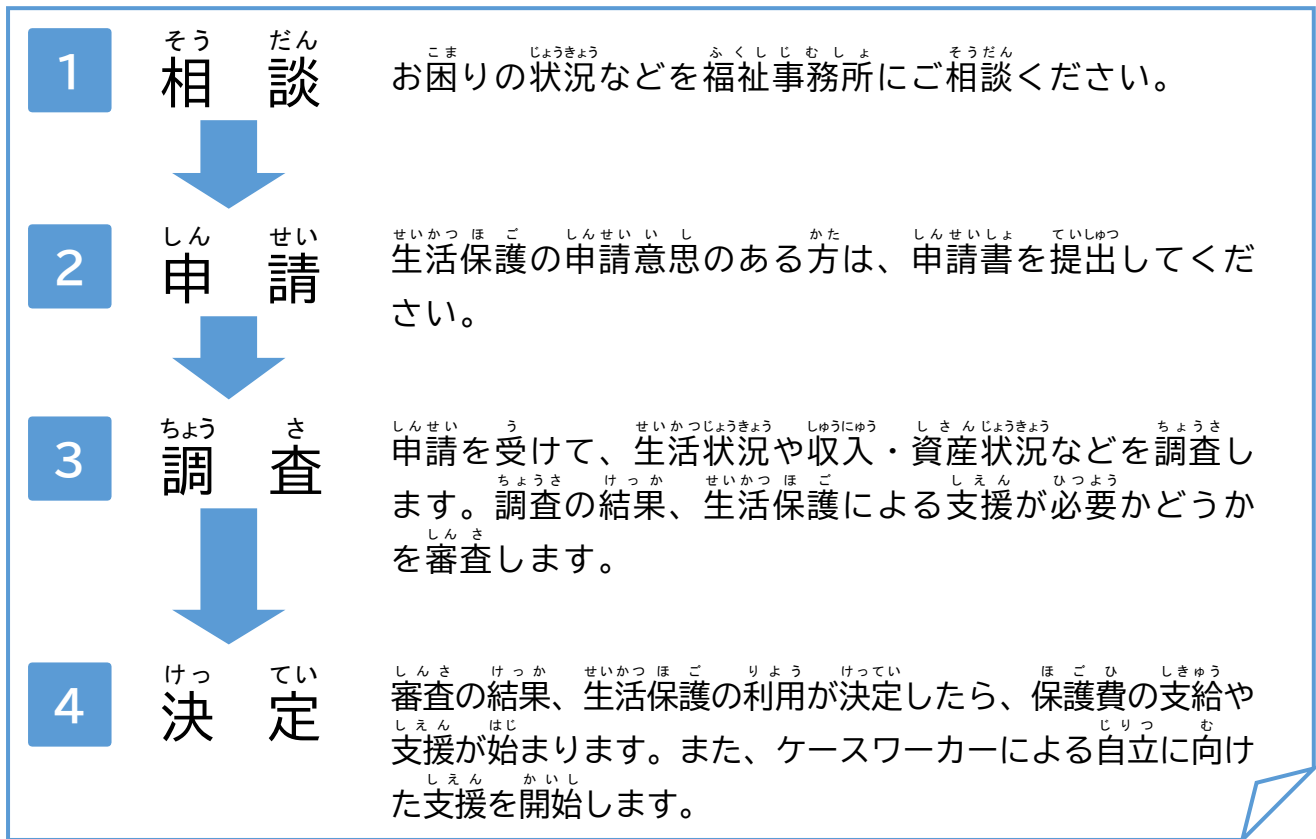
2. せい かつ ほ ご りよう はじ 生活保護の利用が始まったら

1	せい かつ ほ ご しゅるい 生活保護の種類	4
2	せい かつ ほ ご りよう かた けんり ぎむ 生活保護を利用する方の権利と義務	5
3	とど で ひつよう 届け出が必要なもの	6
4	いりようきかん じゅしん 医療機関への受診	7
5	ほう もと しどう し じ 法に基づく指導・指示	8
6	ほ ご ひ へんかん ちようしゆう 保護費の返還・徴収	8
7	た その他	9

3. と あ そうだんさき お問い合わせ・相談先

.....	10
-------	----

1. 生活保護の手続きの流れ



1 相談

生活に困っている、生活保護を利用したいと思ったら、福祉事務所にご相談しましょう。お電話でも可能です。相談時には、家庭の事情や困っている状況をお聞きして、生活保護制度や他の利用できる制度について、ご案内します。

2 申請

生活保護を申請するには、ご本人による申請が必要です。申請したいとの意思がある方はどなたでも申請ができます。なお、何らかの事情により本人が申請することができないときは、親族による申請も可能です。申請をされた場合、収入や資産の状況、お住まいの状況などを確認できる書類について、ご提出いただきます。

なお、明らかに急迫した状況にあるときは、ご本人からの申請がなくても、福祉事務所の判断で生活保護の利用を開始する場合があります。

生活保護を申請され、保護が必要かどうか必要な場合には、保護費がいくら必要かを審査するため、調査を行います。調査は申請時だけでなく、生活保護利用中も必要に応じて行います。

▶ ご自宅への訪問

お住まいの状況の確認や、ご家族の生活状況などをお聞きするため、ご自宅へ訪問します。

生活保護利用中も、担当者が定期的、または必要に応じて臨時的に訪問します。

▶ 資産の取扱い

銀行や生命保険会社などに資産調査を行います。

預貯金・生命保険（学資保険など含む）・自動車・土地家屋・高価な貴金属・有価証券など売却や活用が可能な資産がある場合には、その資産を売却して生活費に充てていただきます。

ただし、世帯の自立に効果があると判断されるもの（実際に住んでいる一定額以下の居住用の不動産など）は保有が認められる場合があります。

▶ 能力の活用

働ける能力がある方は、その能力に応じて働く必要があります。

ただし、病気や障がい、その他の理由で働けない方は、医師などの意見を参考にしてその問題解決を優先します。

なお、求職活動するにあたり、就労支援や職業訓練等の支援（就労準備支援）も行っています。

▶ 扶養義務について

親、子ども、きょうだいなど民法上の扶養義務者からの援助が、生活保護より優先します。なお、親族の扶養は可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な親族がいることで、生活保護の利用ができないということはありません。

親族に対して、援助の可能性について照会を行うことがあります。なお、長期にわたって連絡を取っていない場合や、DV（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合には、親族への照会を見合わせることもあるため、事前に相談してください。

▶ ほかの制度の活用

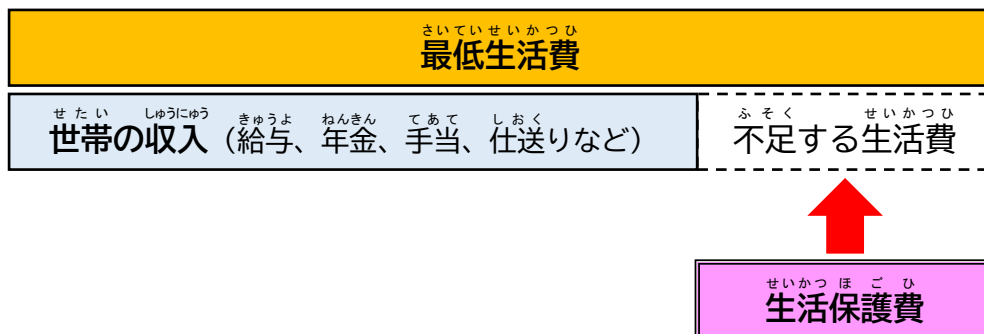
生活保護以外にも年金、各種手当、医療助成、社会保障制度など、生活を支えるための様々な公的な制度が利用できる場合、手続きを進めていただきます。

▶ 生活保護のしくみ

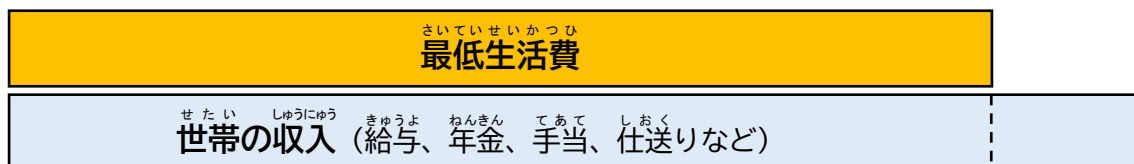
提出された書類や調査結果を受けて、生活保護の利用ができるかどうかの審査を行います。

生活保護は、世帯の人数や年齢、家賃などをもとに、国が定めた基準により計算した月ごとの「最低生活費」と、給与や年金、手当、仕送りなどの「世帯の収入」と比較して、不足する部分を補います。また、原則として、個人単位ではなく世帯単位で適用されます。「世帯の収入」が「最低生活費」を超える場合には、生活保護は利用できません。

① 生活保護を受けられる場合（保護の開始）



② 生活保護を受けられない場合（申請却下）



4 決 定

審査の結果、生活保護を利用できる（開始）か、利用できない（却下）かをお知らせします。申請した日から原則14日以内（調査に時間を要した場合は最長で30日以内）に生活保護の利用ができるかどうかの結果を通知します。

2. 生活保護の利用が始まったら

1

生活保護の種類

1

生活扶助

衣食、光熱水費など日常生活に必要な費用

※ 特別な需要がある方には、次の加算があります

- ・ 児童養育加算（高校生以下の子どもを養育する者）
- ・ 母子加算（ひとり親世帯など）
- ・ 障害者加算（重度の障がい者など）

2

住宅扶助

家賃、地代などの住まいの費用（共益費・管理費は除く）

※ 公営住宅の家賃は原則として福祉事務所が直接支払います。

3

教育扶助

子どもが義務教育を受けるための学用品、給食費などの費用

※ 学校給食費は原則として福祉事務所が直接支払います。

4

介護扶助

介護認定を受けている方が介護サービスを利用する費用

福祉用具を購入する費用

※ 介護費は原則として介護サービス事業者などに直接支払いをするので、現金は支給されません。（現物給付）

5

医療扶助

医療機関での受診や薬局での薬の費用

治療材料（眼鏡など）や施術、移送（通院交通費）の費用

※ 医療費は原則として医療機関などに直接支払いをするので、現金は支給されません。（現物給付）

6

出産扶助

出産の費用

7

生業扶助

高等学校に就学するための費用

就職するために必要な技能・資格の取得をするための費用

8

葬祭扶助

葬祭の費用

▶ 一時扶助

一時的に費用が必要となったが、日々のやりくりでは賄えない場合、毎月の保護費に加えて、臨時に支給されることがあります。

事前申請が原則で、見積書や領収書などの書類が必要です。

※ おむつ代（医師が必要と判断したものに限り）、アパートの契約更新料、引越しに必要な敷金や運送代、高等学校へ通学するための定期代、入学準備金など

しゅうろうじりつきゅうふきん
▶ 就労自立給付金

安定した職業に就いたことなどにより、生活保護が不要となった方には、要件を満たせば支給できる場合があります。

しんがくじゅんびきゅうふきん
▶ 進学準備給付金

生活保護利用世帯の子どもが大学や専門学校などへ進学した際に、新生活立ち上げの費用として支給されます。

2 生活保護を利用する方の権利と義務

せいかつほごりょうかたけんり
▶ 生活保護を利用する方の権利

- ① 条件を満たせば、すべての方が平等に生活保護を利用できます。
 - ② 正当な理由なく、保護費を減らされたり、生活保護を利用できなくなったりすることはありません。
 - ③ 保護費として受け取るお金や保護の物品に対して税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。
- ※ 生活保護の変更、停止、廃止などは文書でお知らせしますが、決定の内容に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に北海道知事に審査請求をすることができます。

せいかつほごりょうかたぎむ
▶ 生活保護を利用する方の義務

- ① 生活向上に向けた努力をする
働くことができる方は、その能力や状況に応じて、働いて収入を得る努力をしてください。病気やけがで働けない方は、医療機関を受診し、医師の指示に従って治療に専念してください。
- ② 保護費を支給目的のために使う
住宅の家賃、給食費や教材費などは、それぞれの支給目的のために支給しているものですので、滞納がないようにしてください。
収入・支出などの生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、生活の維持向上に努めてください。
- ③ 生活保護法に基づく指導・指示を守る
- ④ 生活保護を受ける権利を他の人に譲り渡すことはできません。

3

届け出が必要なもの

保護費を正しく決定するためには、定期的な収入申告や、生活状況に変化があった場合に、すみやかに届け出をしてもらう必要があります。

▶ 収入について **収入申告**

下記は一部の例であり、あらゆる収入の申告が必要です。

また、収入に変動がない場合も、少なくとも年1回の申告が必要です。

- ① 毎月の給与、賞与（ボーナス）、一時金
- ② 年金（老齢基礎年金、厚生年金、遺族年金、障害年金、企業年金、年金生活者支援給付金など）
- ③ 仕送り、養育費、遺産相続
- ④ その他の臨時的収入（入院給付金、生命保険などの解約返戻金、慰謝料、債務整理による過払金、補償金、示談金、インターネットオークションなどの売上金、宝くじなど）

収入申告を正しく行えば、下記のような控除や、収入として認定しない取扱いができます。

就労収入に対する控除	
① 基礎控除	就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。
② 20歳未満控除	20歳未満の方が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。
③ その他の必要経費	社会保険料、雇用保険料、通勤に係る交通費などの必要経費が控除されます。
高校生のアルバイト収入	
高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、大学・専門学校の入学金など早期自立に充てられると認められたものは、収入として認定しない取扱いとなります。	

※ その他、自立更生のために充てられると認められるものについても、収入として認定しない取扱いができる場合があります。（申告は必要です）

▶ 資産について **資産申告**

資産の有無や多少にかかわらず、少なくとも年1回の申告が必要です。
新たに口座を開設したり、資産（預貯金・生命保険・自動車・土地家屋・貴金属・有価証券）を解約や処分、売却するなどして、資産の状況に変化があった場合は速やかに申告してください。

▶ 生活状況に変化があったとき **異動届**

- ① 住所が変わるとき（転居などについては必ず事前にご相談ください）
- ② 家族に変化があったとき（出生、死亡、妊娠、転入転出、入退学、卒業、入院、退院、事故、結婚、離婚など）
- ③ 仕事を始める、辞める、勤務条件が変わる
- ④ 健康保険（社会保険）に加入、喪失、内容変更
- ⑤ 自立支援医療受給者証、障害者手帳などを取得、喪失、更新
- ⑥ 帰省などで長期間留守にするとき
- ⑦ その他生活状況に大きな変化があったとき

4 医療機関への受診

生活保護法で指定されている病院や診療所を受診してください。
受診する際には事前に申請が必要です。受診前にケースワーカーにご相談ください。
医療機関で処方箋をもらったら、薬局でお薬を受け取ってください。

- ※ 原則として、同一の疾病については、一つの医療機関を受診してください。
- ※ 会社などの健康保険証や自立支援医療受給者証、指定難病医療受給者証をお持ちの方は、あわせて提示して受診してください。
- ※ 医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を認めている場合は、原則として後発医薬品を使用してください。
- ※ 生活保護が開始されると、国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証は使用できません。開始前に受診が必要な場合には、ケースワーカーにご相談ください。

▶ 治療材料について

医師が治療の一環として、眼鏡、コルセットなどが必要と判断した場合、耐用年数などの条件を満たせば、給付できます。

5

法に基づく指導・指示

「生活保護を利用する方の義務（5ページ）」、「届け出が必要なもの（6～7ページ）」及び「医療機関への受診（7ページ）」について守ることができず、最低生活の保障や自立のために必要と判断したときは、指導や指示を行います。

指導や指示に従わないときは、必要に応じて、保護の変更・停止・廃止を行うことがあります。

指導及び指示

<生活保護法第27条>

保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

指導又は指示に従う義務

<生活保護法第62条>

被保護者は、保護の実施機関が、第30条第1項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

6

保護費の返還・徴収

▶ 保護費の返還について

- ① 保有が認められない不動産（土地、家屋）などが売却できたとき。
- ② 生命保険などの解約返戻金を受け取ったとき。
- ③ 各種年金、手当をさかのぼって受け取ったとき。
- ④ 交通事故などの示談金、補償金などを受け取ったとき。
- ⑤ 上記のほか、過去にさかのぼって収入を得たときなど。

費用返還義務

<生活保護法第63条>

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

▶ 保護費の徴収について

いつわりの申請や申告、その他不正な手段で保護を受けたときは、その間に受けた保護費（医療費や介護費を含む）を徴収します。場合によっては生活保護法第85条の規定により罰せられることもあります。

福祉事務所は、収入の状況を客観的に把握するために、年1回以上課税の状況を調査し、不正受給の未然防止や早期発見に努めています。

費用の徴収	<生活保護法第78条>
不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。	
罰則	<生活保護法第85条>
不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。	

7 その他

▶ 保護費の受け取りについて

保護費は、原則として毎月1日（土日、祝日にあたる場合はその直前の平日。ただし4月のみ直後の平日。）に指定の金融機関に振り込みます。なお、事情によっては保護費を窓口でお渡しする場合もあります。

なお、金額が変わるときは、「保護変更決定通知書」を送ります。（変更のない場合は送られません）

▶ 減免制度

生活保護を利用している間は、国民年金保険料、固定資産税、市道民税、NHK放送受信料などの減免を受けることができます。

▶ その他

暴力団員であったり、暴力団活動に関わっていたりする場合、保護の要件を満たさないため、生活保護の利用は認められません。申告せずに生活保護を利用した場合は不正受給として保護費を返還してもらうことがあります。

3. お問い合わせ・相談先

▶ ケースワーカー（福祉事務所の職員）

ケースワーカーとは、生活保護を利用する方の困っていることへの相談に乗り、解決や自立に向けて手助けを行います。

また、ケースワーカーは生活状況の確認や、相談に応じるために定期的に家庭訪問を行います。

▶ 民生委員・児童委員

各地域には生活に困っている方の見守りや相談に乗ってくれる民生委員・児童委員がいます。福祉事務所と協力関係にありますので、お近くの民生委員・児童委員にもぜひご相談ください。

メモ

〒097-8686 稚内市中央3丁目13番15号

稚内市福祉事務所（生活福祉部 社会福祉課 保護グループ）

電話番号 0162-23-6457(直通)